

## <こぶしの未来をつくる会会則>

(名称)

第1条 この会は、こぶしの未来をつくる会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、高松市松縄町 1142-7 こぶし福祉会内におく。

(目的)

第3条 この会は、こぶし保育園が、多くの人に支えられた民主的保育園として築いてきた成果を受け継ぎ、さらに発展させることを支援する。

(活動)

第4条 この会は、目的達成のために次の活動を行う。

- ① こぶし保育園の保育を充実、発展させるための活動を行う。
- ② 地域に根ざしたさまざまな活動を行う。
- ③ 会員を募る。
- ④ 会員相互の交流、親睦をはかるための活動を行う。
- ⑤ 目的達成に必要な活動の資金作りに参加する。

(会員)

第5条 この会の会員は、会の目的に賛同する個人で構成する。

(運営)

第6条 この会は、次のように運営する。

1. 総会 総会は、原則として年一回開催し、活動方針、予算、決算、役員選出その他重要な事項を決議する。
2. 役員 会長（1名） 副会長（若干名） 事務局長（1名）を総会で選出し、役員会を構成する。  
役員任期は、総会から翌年度の総会までとし、再任を妨げない。
3. 役員会 役員会は、総会の決定事項にしたがって活動をする。
4. 監事 総会で監事2名を選出する。  
監事は、会計監査を行い、総会に報告する。

(財政)

第7条 この会の財政は、会費、事業収入、寄付金によってまかなう。

会費は、年額 1口1,000円とする。

会計年度は、4月1日～3月末日とする。

(入会と脱会)

第8条 この会への入会は、加入申込書の提出により入会とし、脱会は本人からの申し出のあった場合とする。

(旅費)

第9条 旅費については、別にこれを定める。

附則 この会の会則の改正・変更は総会で行う。

この会則は、2004年8月7日から施行する。

この会則は、2006年5月21日から施行する。

この会則は、2007年6月16日から施行する。

この会則は、2009年6月28日から施行する。